

記 録

令 和 8 年 6 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年6月30日（火）

記 録

令和8年6月農業委員会定例総会議事録

令和8年6月農業委員会定例総会を令和8年6月30日（火）午後3時00分から健康管理センター2階 多目的ホールにおいて開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	7番	海野善文
8番	鈴野浅夫	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（13名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
18番	菊田泰徳	19番	佐藤力
21番	河野美紀	22番	黒木博
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

欠席委員（2名）

6番	山本孝志	14番	新名浩
----	------	-----	-----

事務局出席者

事務局 長	寺原君保	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主任 主 事	黒木信介	主任 主 事	井本彩

農業畜産課

課長 補 佐 兼 農 業 政 策 係 長	海野靖幸	主 事	松田悠汰
----------------------	------	-----	------

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

13番 池田慶子

3番 甲斐英教

日程第2

- 議案第30号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について
- 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第33号 農地法第5号第1項の規定による許可申請について
- 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第35号 非農地証明願いについて
- 議案第36号 農地のあっせん申出について
-
- 報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第27号 取下書について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会長代理

13番

3番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 6 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、1 3 番池田慶子委員、3 番甲斐英教委員を指名します。よろしくお願ひします
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 最初に、議案第 3 0 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。農業畜産課から説明をお願いします。

農業畜産課 皆様、お疲れ様です。4 月から新しく入庁しました、農業畜産課の松田と申します。不慣れな点もありますがどうぞよろしくお願ひいたします。
 早速ですが、お手元の議案第 3 0 号議案別紙の理由書に基づき説明をさせていただきます。また、資料後ろには農用地利用計画図を添付し申請地を示していますので併せてご確認をお願いいたします。今回の変更案件は 2 件で、すべて除外案件となっています。案件ごとに説明いたします。
 案件 1 についてですが、本案件は非農地決定に伴い農用地（田）を除外するものです。土地の所在地は日向市大字平岩、田が 3 筆で 6 5 2 m²です。除外検討についてです。まず①、当該地は、それぞれの面積が 2 5 3 m²、4 2 m²、3 5 7 m²となり、農用地が 1 0 ha 以下のため該当はありません。続いて②についてです。当該地は、過去に土地改良事業等は実施されていません。③、当該地は、規則第 4 条の 3 に規定する事業の実施区域外であり、土地の保全又は利用上必要な施設はないため、該当はありません。続いて④、法定農用地に該当する土地に隣接する農業用施設用地ではないため、該当はありません。
 案件 2 についてですが、本案件は工業用団地整備に伴う調整池建設のため農用地（田）を除外するものです。土地の所在地は日向市東郷町山陰、田が 1 0 筆で 8, 7 6 2 m²です。なお、調整池の工事については令和 9 年 3 月からおおむね 1 年間と伺っています。企業数は 2 社程度と伺っています。次に除外検討についてです。まず第 1 号、代替地の検討についてです。公有地内で検討しましたが、工業団地の有効面積が少なくなること、調整池の構造物規模が大きくなり、経済的な負担が大きくなることなどから農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難です。農用地区域以外で代替地を検討しましたが、当該地しか条件を満たす土地がなく、除外面積も必要最小限であり、過大ではないと考えます。続いて、第 2 号の地域計画などについてです。当該地は、農用地区域の辺縁部に位置しているため、地域計画の達成や農作物の生産振興、産地形成に支障を及ぼすおそれはありません。また、農業を担う者の確保が見込まれている土地ではなく、農用地の利用の集積・集団化に関する目標達成に支障を及ぼすおそれもあります。続いて第 3 号についてです。当該地は、集団農地の端に位置しており、また当該地に建物は建築しないため日照的には問題ありません。よって、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと判断しました。続いて第 4 号です。当該地は、農用地区域の辺縁部に位置しており、農地利用集積計画、農業委員会の農用地転用あっせん等に関する情報により、担い手に関する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことは確認済みです。続いて第 5 号の排水などについてです。当該地は用悪水路沿いに位置しており、雨水の流出抑制後に移設した水路へ放流するため、排水路等の土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断しました。また、除外部分と山林部分の境にある既存水路については調整池の東側に移設する予定です。第 6 号の土地改良事業については該当はありません。当計画の変更については、資料に計画図の変更前と変更後をお示ししておりますのでご覧ください。
 以上、簡単ではありますが、ご審議いただければと思います。よろしくお願

いたします。

議長 この件に関しまして、農地部会で審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

農地部会長 農地部会から報告します。今、担当職員の方から説明があった内容を農地部会で話し合いました。農地部会では適当であると判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。担当職員及び部会長から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号については原案のとおりとします。

次に、議案第31号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号21、土地の所在地は美々津町田が5筆で6, 136㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。

受付番号22、土地の所在地は美々津町、田が1筆で89㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。

受付番号23、土地の所在地は塩見、畑が1筆で975㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。

受付番号24、土地の所在地は富高、田が1筆で1,026㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転後は果樹を作付けされると伺っています。

全て農地法第3条第1項の規定による許可申請で、同法の第2項の各号には該当いたしません。

以上4件、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 番号21担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。

22番委員 22番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号については許可することに決定します。

次に、議案第32号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号8、土地の所在地は塩見、地目は畑、面積は889㎡です。転用目的は農業用倉庫兼作業場です。議案書に追認とありますように、既に転用済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、農地法の許可が必要なことを知らず申請人の父が生前、畜舎として建築し転用してしまっていたとのことで、始末書も提出されています。申請地は2種農地に区分されますが、転用目

- 事務局 的が農業用施設であるため、不許可の例外規定に該当し、立地基準は満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、既に転用済みであることから資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。
- 受付番号9、土地の所在地は塩見、地目は田が1筆、畑が1筆で819㎡です。転用目的は農業用倉庫です。議案書に追認とありますように、既に転用済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、昨年農業用機械を新たに取得した際に、自宅では手狭になったため農地法の許可が必要なことを知らず、申請地に倉庫を建築したとのことで始末書も提出されています。申請地は2種農地に区分されますが、転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外規定に該当し、立地基準は満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、既に転用済みであることから資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。
- 受付番号10、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で79㎡です。転用目的は個人住宅です。議案書に追認とありますように、既に転用済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、農地法の許可が必要なことを知らず申請人の祖父が生前、住宅を建築し転用してしまっていたとのことで、始末書も提出されています。申請地は2種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、立地基準は満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、既に転用済みであることから資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。
- 以上3件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 番号8及び番号9担当の28番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 28番委員 28番委員です。2件の案件とも特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。
- 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号については承認することに決定します。
- ここで休憩します。
- 事務局長 議案第33号の番号7は、委員案件となっております。21番河野美紀委員は、ご退室をお願いします。
- 議長 再開します
- 次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号7については先日、農地法4条の申請として皆さまに審議していただいた案件となります。
- 以前は、法人の代表者が個人名で申請した際に県からの許可を受けていましたが、個人と法人は別人格であることから法人の生業を個人名で許可することは望ましくないと指導を受けたことから、改めて譲受人が法人となるよう再申請していただいたものです。
- 権利の種類が使用貸借権の設定、譲受人が法人となった以外は先日の説明と

- 同様です。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 事務局及から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号の番号7については承認することに決定します。
ここで休憩します。
- 事務局長 21番河野美紀委員は、ご入室をお願いします。
- 議長 再開します。
次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。番号8について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号8についても、先日農地法5条の申請として皆さまに審議していただいた案件となります。
権利の種類が法人への売買による所有権移転となった以外は先日の説明と同様です。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 番号8担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 18番委員 18番委員です。特に問題ございません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号については承認することに決定します。
次に、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてについてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号20、土地の所在地は平岩、田が1筆で1,960㎡です。配分の再設定で、期間は令和8年8月1日から令和14年1月31日まで、米を作付けされると伺っています。
番号21、土地の所在地は日知屋、田が2筆で5,396㎡です。賃貸借権の再設定で、期間は令和8年8月1日から令和12年1月31日まで、米を作付けされると伺っています。
以上2件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませ

記 録

- 議長 にか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第34号については承認することに決定します。
次に、議案第35号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号10、土地の所在地は平岩、畑が1筆で459㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号11、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆で1,084㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号12、土地の所在地は平岩、畑が7筆で1,898㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号13、土地の所在地は平岩、田が2筆で1,037㎡です。申請地は原野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号14、土地の所在地は平岩、田が3筆で1,602㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号15、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆で475㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号16、土地の所在地は美々津町、畑が1筆で585㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号17、土地の所在地は塩見、田が1筆、畑が1筆で265㎡です。申請地は原野及び山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
以上8件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号11及び番号15担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 29番委員です。26日に現地調査を行いました。証明内容どおりで特に問題ありません。
- 議長 番号12、13及び番号14担当の25番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 25番委員 25番委員です。26日に現地調査を行ったところ近隣農地へも特に問題ないということを確認しました。以上です。
- 議長 番号16担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 22番委員 22番委員です。26日に現地調査をしております。事務局の説明どおりで

記 録

- 2 2 番委員 あり、問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等
はございませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号については証明書
を交付することに決定します。
最後に、議案第36号農地のあっせん申出についてであります。事務局から
説明をお願いします。
- 事務局 受付番号4、市街化区域内の現況畑3筆で1, 303㎡の農地について、所
有者である申出人より貸したいという申出がありました。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 ここで、農地部会長から報告をお願いします。
- 農地部会長 農地部会です。この案件につきましても、先ほど協議いたしました。この案
件については、地図を見ていただくと分かるとおり、住宅地にあり駐車場もな
いということであっせんをするには難しい土地となっています。よって、この
案件については農地部会としてはあっせんはできないが、住宅地ですので市民
農園を借りたいという方がいらっしゃったら事務局の方で紹介をするという形
で良いのではないかという意見になりました。以上です。
- 議長 事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件につ
いて、質問、ご意見等ございませんか。
ないようですので、お諮りします。この案件につきましては、農地部会の提
案とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第36号については、農地
部会の提案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了します。
続きまして、報告第25号から27号までについて、事務局長から報告をお
願いします。
- 事務局長 最初に、報告第25号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
についてです。議案書39ページから44ページまでです。
届出件数は6件、土地は畑11筆で面積は1,655.16㎡です。
転用目的につきましては、個人住宅等であります。
次に、報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。
議案書45ページから47ページまでです。
通知件数は2件、所有権移転による合意解約であり、土地は田6筆で面積は
3,958㎡であります。
最後に、報告第27号取下書についてです。議案書48ページから49ペー
ジまでです。
届出件数は1件であり、農地法第5条についての取消しです。
以上、報告第25号から報告第27号について、既に事務局で届出を受理

記 録

し、専決処分していることをご報告いたします。
以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、質問、ご意見はございませんか。
特にないようですので、報告案件を終了します。
以上を持ちまして、令和8年日向市農業委員会6月定例総会を閉会します。